

# ラオス 判決執行の実務上の問題点

JICAラオス長期派遣専門家

阿讃坊 明 孝

## (目次)

第1	判決執行の現状把握の必要性	18
第2	執行事件数（2022年）	19
第3	判決執行の問題点と評価	20
1	手続遅滞	20
2	人員数	21
3	研修及び執行技術	22
4	予算	23
5	判決文の明確性	23
6	関係者の協力	24
7	執行債務者の資力	25
8	情報等管理体制	27
9	執行法を含む法制度	28
10	その他の指摘	30
第4	終わりに	31

## 第1 判決執行の現状把握の必要性

ラオスにおける判決執行に関しては、前稿「阿讃坊明孝「ラオス 判決執行法（2021年改正）の概要」においてその法律の概要を示したとおり、同法がラオスにおける民事判決及び一部の刑事判決の執行を含め、執行関係全体を包括的に規定している。<sup>1 2</sup>

判決執行の手続は、司法省に属する判決執行機関によって実施されるが、<sup>3</sup>裁判所の判決（民事のみならず刑事含む）や調停、経済紛争解決センターの調停や仲裁など、国家

<sup>1</sup> ラオスの判決執行法に関する筆者関連文献については以下の通りであり、本稿において部分的に引用している。

(1) 阿讃坊明孝「ラオス 判決執行法（2021年改正）の概要」ICD NEWS 第99号（2024.7）

(2) 阿讃坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論4）（地方における関連機関の実情・第4 ポリカムサイ）」ICD NEWS 第98号63頁（2024.3）

(<https://www.moj.go.jp/content/001415499.pdf>, 2024年4月8日最終閲覧)

<sup>2</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）の条文については、以下を参照されたい。

JICA「ラオス六法」（[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/laos/six\\_codes.html](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/governance/portal/laos/six_codes.html), 2024年4月8日最終閲覧）

<sup>3</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）78条「判決執行機関は、司法省に属する機関の一つであり、本法第9条に定められる判決を執行する役割を有する」、同79条

機関での紛争解決結果を最終的に実現する手段であり、<sup>4</sup> 国家の法制度として非常に重要である。

この点、判決執行手続については各種問題点も指摘されており、今後、法制度や執行機関の実務の改善を進めていくことが求められる分野でもある。そのためには、具体的にいかなる事項が問題として挙げられているのか、どのような点の改善可能性があるのか、今後の方向性を探るために必要な現状把握をしておく必要がある。しかしながら、このような問題点は各所で語られることがあっても、その概要は明確にまとめられず、特に日本語文献で現状を把握することは難しい。

そこで本稿では、ラオスの判決執行制度の現状把握に資するべく、近年指摘されている問題点を整理した。この点、本稿はあくまで一部の情報に基づいた報告であり、現状指摘されている（または指摘されうる）問題点の一部にしか過ぎないということを留意されたい。

なお、本稿における記載事項の引用元に関しては、同一会議等の多数箇所の引用による表記の煩雑化を避けるため、引用文献名や会議における発言者の属する県名を示す表記を、脚注の通りの方法に従って該当箇所に付すこととするので、参照されたい。<sup>5</sup>

## 第2 執行事件数（2022年）

はじめに、ラオスにおける判決執行数の概要について把握するためには、以下の統計情報が参考になる。

（司法省報告書）2021年1月から2022年3月までのラオス全土の統計

執行事件 44,033件（民事9,367件、刑事34,666件）

・上記件数のうち、手続中 40,447件、執行不能 3,586件（民事550件、刑事3,036件）

<sup>4</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）9条

<sup>5</sup> 下記左側の「表記」を付記した場合、引用元情報は下記右側記載のとおりである。

(1) 県名その他表記（「ヴィエンチャン県」、「サワンナケート県」「司法省会議参加者（発言者不詳）」など）：下記会議における記載の県からの報告

*The Meeting to Solve the Pending Issues for the Judgement Enforcement.* Ministry of Justice. (8-9 June 2024)

A F D (JuSTICE Project) 支援によるラオス司法省主催の上記会議（判決執行の問題点を把握するためのもので、司法省職員、ラオス国内の判決執行機関及び国際機関が参加）における、当該県の判決執行機関からの報告

(2) 「司法省報告書」：上記(1)会議にて配布の下記資料

*Draft Summary, Pending Issues for the Judgement Enforcement and Resolution.* Ministry of Justice. (June 2022)

(3) 「ボリカムサイインタビュー」：下記文献（脚注1(2)に同じ）記載の筆者によるボリカムサイ県調査時のインタビュー結果の報告

阿讚坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論4）（地方における関連機関の実情・第4 ボリカムサイ）」ICD NEWS 第98号63頁（2024.3）

(<https://www.moj.go.jp/content/001415499.pdf>, 2024年4月8日最終閲覧)

(4) 「国内調査」：下記文献記載のラオス国内における調査結果

S.Phaphmixay,Bounta. Syhapanya,Vixay. Yangkongjee,Samly. Phanthavong,Vilayphone. Vongphachan, Chandavone. *The Delays in Implementation of Civil Judgements, Case Study in Xayaboury Province, Vientiane Capital, and Savannakhet Province.* National Institute of Justice, Ministry of Justice. (2020) p. V

- ・上記刑事事件34,666件のうち、一般刑事事件14,058件（執行不能1,800件）、薬物刑事事件20,608件（執行不能1,236件）
- ・同期間中、新規判決の26.21%、総判決数<sup>6</sup>の4.65%が執行された。この執行割合からすれば、毎年執行手続を要する事件数が増加し続けることが明らかである。

また、一例として、上記2022年を含む時期における一部の県の統計情報を挙げる（会議における口頭発表情報であるため、統計表記は整っていない）。

（ヴェンチャンキャピタル）2018－2022年の統計

民事執行事件 新件2,030件（執行可能は484件）

刑事執行事件 新件10,800件（執行可能は2%）

（ポンサリー県）2018－2022年の統計

民事・刑事執行事件 新件258件（執行可能は90件・民事9件、刑事81件）

（ウドムサイ県）2018－2022年の統計

民事・刑事執行事件 新件262件・残件数862件

### 第3 判決執行の問題点と評価

判決執行の問題点については、司法省に属する判決執行機関職員が参加する関連会議での発言や、視察時などにおける職員個人へのインタビューからもたらされることがある。そのような各種会議や視察等で得られた情報のうち、とりわけ発言内容が明確に執行関係の問題点を指摘しているもの、または意見について抽出し、指摘内容を以下の通り項目ごとにまとめ、それに対する評価を簡単に記載した。そのため、以下の各項目を概観すれば問題点の全体像が概ね理解できるようにしてある。

なお、各問題点の解決方法についてはそれぞれの項目ごとに極めて深い検討が必要であるため、本稿ではその概要のみの指摘にとどめる。

#### 1 手続遅滞

##### (1) 指摘事項

執行手続の遅滞による長期化・停滞はそれ単体の問題ではなく、全ての問題に関連することであり、各種問題の積み重ねの結果として発生するものであるが、例としてポリカムサイでの聴取事項から下記のとおり引用する。

<sup>6</sup> その意図する内容は不明確であるが、当該時点において執行を要する全判決の総数という趣旨であると思われる。

(ボリカムサイインタビュー)

執行手続は、法律上、裁判所からの記録送付後執行までの処理期間が規定されているが、<sup>7</sup>時々1ヶ月程度の遅れも生じている。

その後、判決執行債務者が30日以内に履行する必要があるが、<sup>8</sup>現実にはその期間内には処理が終了しないことが通常である。法定処理期間で執行手続を進めていくことは困難であると感じている。

(司法省会議参加者(発言者不詳))

いくつかのケースでは執行に7、8年を要しているものも存在する。

## (2) 評価

法定の処理期間を実態に合わせるべきとの現場の意見も耳にするが、それは根本的解決となっておらず、長期化の実態を認めるだけである。上述の通り、下記各種問題点を検討し遅滞解消を進めることが重要であると考えます。

## 2 人員数

### (1) 指摘事項

各地において、執行件数や業務量と比較し、執行機関職員の人員不足が指摘されている。一例として、ラオス全体及び県レベルでの人員規模は以下の通りである(なお、県の人員については、脚注5(1)記載の会議の口頭発表によるものであり、筆者が把握できた一部の県のみを挙げる)。

下記人員で、上記「第2 執行事件数」記載の件数を処理していることとなる。

(司法省報告書)

ラオス全体における行政官と執行官の数 全472人(うち行政官17人)

そのうち、司法省の判決執行部門28人、県レベルの判決執行部門193人、郡レベルの判決執行室251人

(ヴィエンチャンキャピタル) 28人

(ボケオ県) 各ディストリクトから5人

(ポンサリー県) 8人

(ウドムサイ県) 6人

<sup>7</sup> 2021年判決執行法(12号/国民議会)18条(5日)、20条(5日)、21条(10日)、22条(5日)記載の手続期間合計25日間の趣旨だと思われる。

<sup>8</sup> 2021年判決執行法(12号/国民議会)23条1項「本法第22条に定められる判決執行の通知をした後、判決執行債務者は、通知を受けた日から30日間以内に判決に従って義務を履行しなければならない」

(2) 評価

人員増加が実現できるならばそれに越したことはないが、本項目は、究極的には下記予算の項目の問題となる。

### 3 研修及び執行技術

(1) 指摘事項

執行機関の職員の経験不足やトレーニング不足により、執行機関が判決内容を確認しても執行手続を進めることができない、現実に生じる執行手続上の問題に対応できない、執行手続中に困難点を発見すると手続を止めてしまう、金融に関して知見のある職員がおらず該当事案に対応できない、執行手続の遂行に時間を要するなどという事態が生じているようである（ポンサリー県、ルアンナムター県、ウドムサイ県、ファパン県、サイニャブリ県、サワンナケート県）。

（ボリカムサイインタビュー）なお、ボリカムサイでは毎年1回、司法省が県や地区の司法局を招待し、1週間程度の研修が実施されているとのことであり、民法典や関連法などの法律研修のほか、関連する資料、執行実務も研修内容に含まれている。同県から参加できるのは3人の職員のみである。この司法省からの研修を県司法局職員が受講した後、地区レベルへ当該内容を伝える研修を実施したいと思っているが、予算不足で実施が難しいとのことである。

この点、30年間県司法局で勤務している副所長によると、司法省での研修は意見交換が主であり、そのみでは執行現場の職員が執行実務を遂行するための専門的な研修としては足りないと考えている。

また、執行機関担当者の所感としても、執行手続は重要であり、せっかく判決があっても適切に執行事件が処理されないと、裁判手続が無意味となってしまうと考えている。しかしながら、ラオスではボリカムサイ県も含め、執行に特化した専門家がいない。

執行実務についての知識経験が不足しており、民事・刑事共に、執行実務の研修を受ける機会が必要であると考えている。

(2) 評価

この点は、研修実施、特に地方への実施は予算（会場費、中央の職員及び県内遠方からの参加者の出張費、宿泊費、資料の印刷費など）が必要となるため、究極的には下記予算の問題となる。

その他、執行技術の点については、外国からの専門的技術や知見の提供の必要性も指摘されている（ボリカムサイインタビュー）。日本ないし諸外国の立場からは、ラオスの執行現場を調査・把握の上、その実情に基づき現地において問題となっている事項や実務上の困難点、必要とされている執行実務における専門的技術や知見を共有すること、ないしは執行官教育全体を支援することは、非常に有益で

あると思われる。

#### 4 予算

##### (1) 指摘事項

執行機関が業務を遂行するに当たり、各地や現場に赴くための車両や予算が十分でないということが各地から指摘されている（ボケオ県、ウドムサイ県、ファパン県、サワンナケート県）。そのため、執行現場の現況が確認できない、職員個人の車を使用しているという事態が生じている。

なお、詳細は不明であるが、一部では市民からの寄付や、国家から支給されたファンドがあり、執行機関で使用が可能との報告がなされている（ウドムサイ県）。

その他、執行財産の保存に対しても予算を要するが、執行の完了まで長期間保管しておき維持する必要性も指摘されている（司法省会議参加者（発言者不詳））。

##### (2) 評価

執行手続を進めるに当たっては深刻な問題であるが、予算不足は諸外国など外部からの支援等がない限りは、国家の予算配分の問題である。

#### 5 判決文の明確性

##### (1) 指摘事項

裁判所の判決文が不明確ゆえに執行業務が困難であるという事例が報告されている（ヴィエンチャン県）。

また、執行対象資産の評価をする際、例えば「牛」との記載が判決にあったとしても、牛のサイズなどを含む牛の特定に関する情報が不明確であり、実際に評価するときに実務上困難となっている（司法省会議参加者（発言者不詳））。

##### (2) 評価

裁判所において作成される判決文が不明確であったり執行手続とうまく連動していなかったりして、その結果として執行手続が困難であることは、裁判所の判決作成技術が影響しうる（裁判所と執行機関の共同関係や執行実務自体の問題点もあり得る）。

この点、ラオスにおける J I C A 法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ I・2018～2023）では、判決執行に対する直接の支援ではないものの、現在及び将来における裁判官の判決書作成技術の向上を支援するため、2023年に民事判決書マニュアルが改訂されており、将来における実務改善が期待される。<sup>9</sup> 判決執行との関係では、一般的な判決書作成技術の向上に加え、判決主文の表示ルールの一貫や執行対象財産の特定など、判決執行を意識した適切な判決書が作成される

<sup>9</sup> *Written Judgement Handbook Court of First Instance in Civil Cases (revised edn)*. The Project for Promoting Development and Strengthening of the Rule of Law in the Legal Sector. (2023) <[https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/\\_icsFiles/afieldfile/2023/10/13/17\\_manual\\_judgment.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/_icsFiles/afieldfile/2023/10/13/17_manual_judgment.pdf)> accessed 8 April 2024

ことが重要である。

## 6 関係者の協力

### (1) 指摘事項1（当事者に関して）

外国人事件で当事者が海外逃亡したり、そうでなくとも当事者の釈放時に海外逃亡してしまったりすることがあり、執行手続を進めることができないという問題がある（ウドムサイ県、ヴィエンチャン県）。

また、例えばベトナムなど外国の判決がラオスに送られてくることがあるが、執行対象者が違う地域に移動してしまい執行困難となる（ファパン県）。

その他、執行事件がハイランクオフィサーに関係している場合、当該人物に対する執行が現実的に難しいという問題がある（司法省会議参加者（発言者不詳））。（ボリカムサイインタビュー） 抵当不動産の所有者が執行制度を理解せず手続が進まず、事件が滞留することもある。離婚事件では、子供の養育費について支払う判決があるものの、夫側が支払を拒み滞留するケースがある。

### (2) 指摘事項2（弁護士に関して）

ラオスにおいては、弁護士の役割や利点は、市民のみならず司法関係者にも未だ十分に認識されているとはいえず、弁護士について否定的な意見がなされることがある。批判の当否はともあれ、一面としてこの点も把握しておくべき事項である。（ボリカムサイインタビュー）

執行事件に関し、弁護士が関与する事例はかなり少ないという認識であり、まれに当事者を代理して関与する弁護士がいる程度である。

県司法局として考える弁護士関与の良い点は、弁護士が当事者の権利保護に熱心な場合に適切に執行手続に対処してくれることである。逆に、悪い点は、当事者を助けるためという目的から、適切な執行を防ぐために色々と活動したり、執行部門として対応不能なことを要求したりしてくる場合である。司法局担当者が解決のために当事者へと話しかけて問題点を把握しようとしても、それを弁護士が妨げることがあるなどの現実の問題点がある。

### (3) 指摘事項3（関係機関に関して）

関連機関同士の連携、例えば、銀行、村長や村落機関が、執行機関の役割や責任を認識しておらず、適切に協力しないという点が指摘されている（ヴィエンチャンキャピタル、サイヤブリ県、サワンナケート県）。

また、もし執行不能となれば検察官に報告する必要があるものの、その手続が適切に機能していないと指摘されている（ヴィエンチャンキャピタル）。

### (4) 評価

本件については、訴訟当事者、弁護士、ハイランク職員、銀行等を含む関係機関など執行手続に関わる者と、執行機関との間の関係の問題である。

このような点に関して「国内調査」においては、非協力者に対する厳しい手段を

とることや、関係者の協力向上・執行手順の簡易化等の必要性が指摘されている。

私見としては、執行制度の問題として、当事者の逃亡、不出頭や非協力といった事態が発生したとしても、手続遅滞を避け執行手続を進められる方策を検討することが考えられる。この点、判決執行法上、当事者の出頭や協力を求める手続が以下の通り数多く規定されており、当事者に対しては手厚い丁寧な制度であると評価できる反面、手続の煩雑化や長期化、関係者の非協力時の対応という問題に対処する必要性が避けられないと考える。

(当事者出頭・協力を求める判決執行法上の条文の例)

- ・判決の任意執行<sup>10</sup>
- ・当事者呼出と執行の案内及び勧告<sup>11</sup>
- ・判決執行債務者による義務の任意的履行<sup>12</sup>
- ・資産の評価協議のための当事者召喚及び価格合意<sup>13</sup>
- ・委員会による資産評価の場合の、当事者による事前売却<sup>14</sup>
- ・資産評価完了後の、資産所有者による売却広告と売却の実施<sup>15</sup>

## 7 執行債務者の資力

### (1) 指摘事項

判決執行債務者に資産がなく執行対象財産がないという問題である。そのような場合に執行不能ないし回収困難となるのは当然のことではあるが、当事者の資力不足により執行が滞留してしまい、執行機関が困難に直面しているという意見が、数多くなされている現状がある。

(ポンサリー県) 貧困の市民に執行ができない。

(ヴィエンチャン県、セコン県、サワンナケート県) 特に薬物事件など、仕事や定住地がなく貧困のため執行困難。

(ボケオ県) 囚人への執行は困難 (資力がないためであると思われる)。

<sup>10</sup> 2021年判決執行法(12号/国民議会)18条「判決執行機関は、判決の内容を通知するために当事者を呼び出し、確定判決を受けた日から平日5日間以内に任意による執行を行うように勧告する。」

<sup>11</sup> 2021年判決執行法(12号/国民議会)22条

<sup>12</sup> 2021年判決執行法(12号/国民議会)23条1項「本法第22条に定められる判決執行の通知をした後、判決執行債務者は、通知を受けた日から30日間以内に判決に従って義務を履行しなければならない。」

<sup>13</sup> 2021年判決執行法(12号/国民議会)26条1項1号「資産の評価は次の方法で実施しなければならない。

1. 当事者間の合意による価格決定

判決執行機関は、担保資産又は発見された資産の価格決定について協議するために当事者を召喚しなければならない。そして合意内容を調書に作成する上、その価格を法律上の手続きにおける販売価格にする。

当事者は資産の価格決定について、執行期間中にいつでも協議することができる。」

<sup>14</sup> 2021年判決執行法(12号/国民議会)35条1項「委員会による資産評価が行われる前に、判決執行機関は、判決執行債務者又は資産所有者を召喚し、同人に30日間の期間で自分で資産を売却するように知らせなければならない。」

<sup>15</sup> 2021年判決執行法(12号/国民議会)35条2項「資産評価手続きが完了し、不服がない又はその不服に対する解決ができた場合、判決執行機関は、平日10日間以内に、資産所有者に対し、自らで資産の売却を広告するように通知し、その通知を受けた日から45日間以内に売却広告してもらわなければならない。」

(ヴィエンチャン県) また、執行手続が長期化し、訴訟当事者がコストを支払えない。

(サイヤブリ県) 貧困者は村からの証明が必要だが協力しない、または貧困者だと主張するが証明できない。

(ボリカムサイインタビュー) 執行対象者である受刑者が長期間刑務所へと収容されている場合、所持金がなく罰金の支払いが困難である。刑務所から受刑者が釈放後、多くの場合にそのまま行方不明になり、または仕事を見つけることも難しく罰金を支払うことができず、執行は困難となってしまう。貧困のため、1,000万 KIP の罰金ですら高額となり逃亡してしまうという状況である。<sup>16 17</sup>

## (2) 評価

この点、ラオスでは日本とは異なり、裁判所による判決等の全件が司法省による執行手続に付されることから、<sup>18</sup> 執行手続開始時において、回収可能性の観点からの事件の選別（執行手続に付すべきか否か）が行われていない。その結果、執行債務者の資産不足による回収不能の事態が頻繁に発生することはやむを得ない。しかしながら、ラオスにおける国家の後見的姿勢からか、なんとか執行手続を遂行して執行債権者のために回収してあげようという意向が執行機関から強く感じられる。

しかしながら、それでも回収不能の場合には、滞留事件が徒に増加することを避けるため、執行手続終了を検討しなければならない。債務者の状況を理由とした判決執行の停止については脚注にて指摘の下線部分のとおり法定されているが、これらは執行再開の可能性を含むものであり、執行終了とは異なる。<sup>19 20</sup> これとは別に執行終了についても規定されているが、<sup>21</sup> 執行債務者の無資力のみの場合には規定さ

<sup>16</sup> 1,000万 Kip は、およそ7万4000円相当である（2023年7月11日現在）。

<sup>17</sup> JETRO「ラオス 概況・基本統計」([https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/basic\\_01.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/basic_01.html), 2024年4月8日最終閲覧)によると、ラオス全国における一人当たりの推計GDPは2,047USDである（2022年）。

<sup>18</sup> 2021年判決執行法（12号/国民議会）11条

<sup>19</sup> 2021年判決執行法（12号/国民議会）43条

「執行条件の欠く判決は次のとおりである。

1. 判決執行債務者が資産又は収入がない者、自分の生活上の分しかない低収入者である場合。

2. 判決義務者が母国に帰国し、ラオスに財産がない、そして当該国はラオスが加盟している国際条約に加盟していない場合。

執行できない条件については関係機関からの認証が必要である。

判決執行の途中で執行債務者が1号及び2号に定められる執行条件がないと認められた場合、判決執行機関は、判決執行の停止命令を発付し、発付日から平日7日間以内に当事者、同級の検察院に通知しなければならない。

相手方当事者は、判決執行債務者に執行条件を満たすとき、執行を再開するように申立てることができる。」

<sup>20</sup> 2021年判決執行法（12号/国民議会）71条

「判決の執行は次の場合において停止される。

1. 法律上の事件の再審手続に該当する場合において、最高検察院による書面の停止申立てがなされた場合。

2. 判決執行債務者が精神疾患である又は権限のある機関より、重病等、健康上の問題があると診断された場合。

3. 判決執行債務者が転居し、権限のある機関により居住場所が確認できないと認証された場合。

4. 判決執行債務者は死亡したが資産が残っている場合。

5. 判決が事実と異なることにより執行不可能となるとして判決執行機関が裁判所に解説するように要請している場合。

6. 裁判所の判決が明確でないとして判決執行機関が裁判所に解説するように要請している場合。

7. 判決執行債務者に執行条件を欠く、本法第43条と74条に定められる裁判費用、罰金又は没収金を支払いできない場合。

8. 判決執行債務者が破産事件手続に遂行されている場合。

9. 債権者が、判決執行債務者による判決の執行停止について同意する場合。

判決執行の停止要因が解決された場合、執行が継続される。」

<sup>21</sup> 2021年判決執行法（12号/国民議会）48条

れていない。

このような事情のためか、執行手続が終了できず継続しているのではないかと疑われるが、この点のさらなる実態調査により、いかなる案件が残存しているのか（債務者の無資力により終了すべき案件がペンディング状態となっていないか）、法制度の整理で回収不能案件として手続を整理することができるのかなど、検討の余地があると思われる。

その他、無資力に関連しては、当該問題のみならず、上記サイヤブリ県からは、貧困者であり無資力である点についての証明に困難があるという技術的問題も指摘されている。執行現場が判断しやすく、負担の少ない方法を検討すべきであるという課題がある。

## 8 情報等管理体制

### (1) 指摘事項

判決執行に関する情報や回収された資産が適切に管理されていないという問題点である。

（司法省会議参加者（発言者不詳））判決執行に関与する各機関による情報アクセスに関する共通のシステムがなく、執行案件の共有が困難となっている。執行した財産の種類、金額等のリストを作成して関係者でシェアすることが必要。

（司法省会議参加者（発言者不詳））罰金は国家に納金される必要があるが、いくつかの県では、県が回収した金銭を保持したまま国家へと送っていないという問題がある。

（司法省会議参加者（発言者不詳））どのように執行手続をフォローアップするかレファレンスハンドブックを作成する必要がある。

（ボリカムサイインタビュー）

執行した対象金額の記録化については、執行手続において債務者から支払われた金額の領収書を記録に添付し、当該領収書写しを金銭管理担当の司法局官房へ提出する。そのようにして同官房が毎月、執行済金額をフォローしていくという流れである。

コンピューターデータベースとしては、支払われた金額など要約のみを記録する執行チェックシステムがある。司法省により設置されたものであるが、ボリカムサイ県では未だ同データベースが使用されていないという実情がある。当該システムの使用方法については研修が実施され、1台のPCが各県へ提供されているが、時々当該PC機器のトラブルが発生していることから、未だ当地では当該データベースを利用開始できていない。このデータベースは、司法省や司法局職員など関係者がアクセス可能であり、使用の開始ができれば非常に効率的だとは考えている。

## (2) 評価

「ポリカムサイインタビュー」指摘のコンピューター上での情報共有システムを含め、情報整理システムのさらなる整備及び利用向上や、紙媒体であっても記録や証拠の管理方法を含め実務改善の余地がある。執行手続の経過、判決書、執行記録、執行対象財産、金銭の流れなどが明確に記録化され関係者に共有されることが執行の大前提である。

## 9 執行法を含む法制度

### (1) 指摘事項

執行法自体の内容や強制力、執行実務に問題があるという点である。上記の関係者の協力・執行債務者の資力もこれに関連する事項を指摘したが、ここではそれ以外の項目を指摘する。

#### ア 資産への執行時の困難性

(セコン県) 資産の所有者特定が難しいという問題がある。また、土地の所有者と建物の所有者が異なっていたりするため執行が困難となる。

(サワンナケート県) 執行対象者が、当該資産は親戚所有などと他人所有を主張し執行を拒否する事案がある。

(ポリカムサイインタビュー) 例えば銀行が債権者で、資産の所有者と被告である債務者が異なり、資産を売却したいができないというケースがある。

(サイヤブリ県) 判決において財産の没収を求めているものの、当該財産が存在していないという事例が存在する。

#### イ 国家機関の権限不明確

(司法省会議参加者(発言者不詳)) 執行制度上、県レベルと郡レベルの責任役割を明記する必要があり、郡レベルが県へ確認することなく進められるようにすべきである。

#### ウ 資産評価や売却の困難性

(チャンパサック県、ウドムサイ県) 執行対象資産の評価について、地区ごとに基準が異なるので、現実の時価や基準を明確化する必要がある。

(シエンクワン県) 当事者が評価に関与せず、後日受け入れ拒否をする事案がある。

(ボケオ県) 訴訟当事者が不動産価格の評価を受け入れず、現実の土地価格を提示しても当事者が拒否するなどし、手続きが遅延するとの点が指摘されている。

(司法省会議参加者(発言者不詳)) 価格評価に関しどのように市場価値を評価するか、明確なガイドラインを作成する必要がある。

(ボリカムサイインタビュー)

担保資産については支払困難な場合には売却を実施する必要があるが、所有者が売却したくない場合、資産の価値に合意できない場合などにはその手続遂行が困難となる。<sup>22</sup>

この点、不動産売却を進めていくとしても、執行不動産を購入したいという人がそもそもいないという問題がある。<sup>23</sup> 執行対象不動産に住んでいる人が退去を拒むなどの問題がある為である。民事執行法において退去の強制力があり、<sup>24</sup> 執行手続時に警察などと協力し、執行対象不動産の居住者が他の場所に移り住む手助けをすることもある。

執行困難事案については、県知事主導で委員会が組成され対処されることがあるが、<sup>25</sup> その数は総数の10%以下、年間1件程度である。

## (2) 評価

この点、執行手続の強制力、執行対象財産の保全・特定・転売等防止など、執行手続を円滑に進める法制度に関しては、判決執行法のみならずラオスの民事訴訟法上の(仮)差押や行為の禁止など請求を保全するための強制措置<sup>26</sup>の検討が必要である(日本の民事保全に相当する制度は、ラオスでは判決執行法に規定されておらず、民事訴訟法の121条以下に規定されている)。ラオスにおける制度や法理論、実務の運用状況などにつき、日本など諸外国の民事執行法・民事保全法や実務の例に照らして検討することが可能である。

また、資産の所有者特定に関しては、不動産や動産の登記・登録制度などの実態や改善の可能性も把握する必要がある。

さらに、上記のとおり、資産評価上の問題点については数多くの指摘がなされており、全国の執行機関において非常に大きな関心事項であるようである。「国内調査」においては、判決執行の前に当事者が資産評価をし、当該ケースが執行可能であるか検討する評価手続を入れることが必要であると指摘している。その他、資産

<sup>22</sup> 2021年判決執行法(12号/国民議会)26条

「資産の評価は次の方法で実施しなければならない。

1. 当事者間の合意による価格決定(略)
2. 当事者の申立てに基づく専門家又は法人による資産の評価(略)
3. [評価]委員会による価格評価(略)」、

同36条「資産の売却は次の二つの方法で実施することができる。

1. 資産所有者による売却(略)
2. 判決執行機関による売却(略)」

指摘されている困難性の具体的内容が不明確だが、資産の価値評価や売却手続について、複雑かつ手間を要する手続(26条2号3号 専門家や委員会による価格評価や、36条2号 判決執行機関による売却)を踏む必要が出てくるという趣旨か。

<sup>23</sup> 競売で売却できなかった場合、2021年判決執行法(12号/国民議会)37条、38条による処理が規定されている。

同37条「資産譲渡とは、評価され、競売に掛けられたが買受人が見つからなかった担保資産、債務者若しくは判決執行債務者の所有資産又は所有者から権利を取得した資産を、債務返済や損害賠償として債権者に譲渡することである。」

<sup>24</sup> 2021年判決執行法(12号/国民議会)33条「退去」

<sup>25</sup> 2021年判決執行法(12号/国民議会)26条3号、27条(評価委員会)、2013年判決執行における資産の評価、競売及び譲渡に関する政令(158号/政府)7条~10条(資産の評価・競売委員会)。

<sup>26</sup> 2012年民事訴訟法(13号/国民議会)121条

の評価については技術的な事柄であるが、価格評価の客観的基準がないために問題となっているように窺われる。

## 10 その他の指摘

以上のように、判決執行上の問題点は多岐にのぼるが、同一の問題点について複数の地域から指摘されていることも多く、概ね各地において類似の問題点を抱えていることが読み取れる。

また、重複する点もあり冗長になるため簡潔な指摘にとどめるが、上記指摘事項以外にも下記のとおり他の報告からも問題点が把握できる。

### (1) 「国内調査」<sup>27</sup>

ラオス国内で行われた民事判決執行の遅延に関する研究調査（国内調査）においても、概ね上記同様の問題点が、執行手続遅延の主な理由として挙げられている（被告側の逃亡や不出頭、無資力、当事者の非協力、執行機関の職員の経験不足、車両・予算不足、他者からの妨害、執行機関の職員不足、執行機関の職員の一部の反倫理性、活動計画の欠如、民事判決数の増加や判決の不明確など）。

### (2) 「司法省報告書」<sup>28</sup>

同様の点は司法省作成の報告書においても表れている。指摘事項は多岐に及ぶが、その一部を要約すると以下のとおりである。

- ・ 関係機関の協働の不足
- ・ 判決文の不明確等により執行不能
- ・ 判決記載の財産が存在しない、担保財産ゆえ執行手続で売却不能、執行時に既に債務者の財産が売却され他人所有となっている、同じ土地が複数の判決執行で売却に出されている、無事に執行手続が終えられたが上のレベルの裁判再開で覆ったなど
- ・ 執行手続に関する社会への普及不足
- ・ 執行機関職員へのトレーニング不足（ないしはトレーニング内容が現実の弱点の解決方法と関係していない）
- ・ インフラ（建物など）と備品不足
- ・ 執行手続の終結が司法省のルールに従い進められていない
- ・ 金銭や資産の受領管理、土地評価が適切に法令や規則等に従って行われていない
- ・ 事件記録の管理保管が不適切（損傷や紛失が生じる）
- ・ 結果に不満足な当事者による訴訟の再開や執行手続中断の求め、呼び出しや執

<sup>27</sup> S.Phapmixay,Bounta. Syhapanya,Vixay. Yangkongjee,Samly. Phanthavong,Vilayphone. Vongphachan, Chandavone. *The Delays in Implementation of Civil Judgements, Case Study in Xayaboury Province, Vientiane Capital, and Savannakhet Province*. National Institute of Justice, Ministry of Justice. (2020) p. V : (脚注5(2)に同じ)

<sup>28</sup> *Draft Summary, Pending Issues for the Judgement Enforcement and Resolution*. Ministry of Justice. (June 2022) : (脚注5(4)に同じ)

行手続に参加せず逃亡することがある

- ・事件の証拠物が適切に所有者へ返還されない

#### 第4 終わりに

判決執行は、国家の紛争解決機関による判決等で定められた内容を実現する重要な手段であるが、上記の通り数多くの問題点が指摘されており、その項目は多岐に及ぶ。問題点の評価は簡潔な指摘にとどめたが、判決執行制度の全体像とそれに関する問題点の概要はラオスにおける法制度の理解をする上で欠かせない分野であり、その全体状況の理解の一端を提供したいと考え本稿を執筆したものである。

司法制度が充実するためには、民法典等の実体法の理論及び実務の発展と、実体法規定の内容を実現する執行制度の発展が共に達成されることが必要である。本稿引用文献に登場する者のような、現在熱意をもって問題点を探究し指摘しているラオス司法省と判決執行機関その他の関係者らに敬意を表し、今後、ラオスにおける判決執行実務が向上していくことを一人の法律実務家として期待している。

以上